



「個人の責任」に重きを置く社会

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま
理事長 坂本 圭

先月1日、大手コンビニエンスストアがスマートフォンで商品の購入代金の支払いが決済できるシステムを導入しました。「〇〇ペイ」と称されたこのシステムは、現金の電子化、キャッシュレス化を進める国も後押しし、当日大々的に報道されました。ところが、当日から何者かがそのシステムに不正に侵入し、そのシステムを悪用して勝手に商品を購入する事件が発覚しました。

この事件が発覚した翌日の報道を覚えてますでしょうか。その報道の骨子は、システムを利用する消費者が、システムを利用する鍵となるパスワードなどの暗号をその他のシステムを利用するパスワードと同じに設定した、いわゆる使い回しすることによる消費者自身が問題といたげな内容でした。私はその報道に首をかしげたひとりなのですが、皆さんは不正利用をされる悪者から仕方なく複雑な設定をしなければならないパスワードを、それぞれのシステムごとに管理されてますでしょうか。私は、できません。あたかも、パスワードの管理ができていない「個人の責任」に帰するような報道に、違和感を感じました。皆さんご存知の通り、その後このシステムは9月30日をもって廃止すると先日発表がありました。

社会福祉の世界においても、前回の会報でもお話した「介護保険制度」、そして2005年にスタートした「障害者自立支援法(現障害者総合支援法)」を契機に、「個人の責任」を重視する方向性が打ち出されています。どこまでが「個人の責任」で、どこまでが「公の責任」なのか、今一度議論する時期が来ているのではないのでしょうか。

2019年度総会開催を終えて

皆様のご協力で、無事2019年度総会を終了することができました。総会では、昨年度事業報告と会計報告に続き、今年度事業計画と予算の審議となりました。その中で、事業計画では、昨年度から引き続き実施すべき相談支援の充実や研究事業の取り組みが説明され、気の引き締まる思いです。また、会員からは、本会の継続的な活動に温かい意見をいただきました。

この活動は、皆様のご理解とご協力によって成り立っております。引き続きよろしくお願ひします。

第6回 定時総会 記念講演要約

障害を持つ人が安心して年を重ねるために

～浅田訴訟から見た福祉行政の課題～

講師：浅田 達雄さん

吉野 一正さん（浅田達雄さんを支える会事務局長）

呉 裕麻さん（弁護団長）

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第6回定時総会を記念し、講演が行われました。講師として、浅田訴訟に関する3人の中心メンバーに来ていただき、その経過と意義についてお話しいただきました。以下に内容の要約をご報告します。

【吉野さん】

・浅田訴訟の支援する会の事務局の吉野といいます。浅田さんとは非常に長い付き合いです。その付き合いの中で、私が応援団長を引き受けて一緒になって戦ってきました。

・それでは、それでは浅田さんが今日話されることをまとめていっちゃいますので。私が代読いたします。

【浅田さん（吉野さん代読）】

総会にご出席されているみなさん、こんにちは。浅田訴訟の原告の浅田達雄です。講演の依頼があった時にうまく話せるのかと思いましたが、まず、皆さんに裁判に全面勝利したお礼を言わせてもらうために出席させていただきました。みなさんからの大きな勇気と支えをいただいたからこそ、勝つことができたと思って感謝しております。

私は、裁判を諦めようかと思ったこともありますが、「ここで諦めたら、支援し、応援してくれているみんなに対しての信頼関係も失ってしまうような気がする」と共に、私自身のためであっ

ても仲間たちのためになればと思って決意したのに…。」と初心に戻って思い直してがんばりました。勝利することができ、人の温かみを知ることができました。本当に裁判をやってよかったと思っています。

12月13日松本清隆裁判官より「控訴を棄却する」と言われたときには、何とも言えないほどのうれしさがあふれてきました。報告集会で、判決文を古謝弁護士が詳しく話してもらってよくわかり、地裁よりもいい判決を下してもらっていました。6年前に、65歳を境に「介護保険優先原則があるのが、おかしい。」と思って申請をしなかったら、誕生日前日から福祉サービスを全面的に止められたことに対しても市側の違法処分であることを判決が証明していることは、私がしたことが間違っていなかった自信がつかしました。

65歳以上になってもこれまでと変わらずに私の人間として生きる権利と65歳に関係なく、平等な介護が保障され、私の人としての尊厳が回復してとてもうれしいです。また、経済的な負

担もほぼ解決できました。だが、私自身は、介護保険を申請して使っているから福祉サービス一本にするのが難しいようです。だが、裁判結果を踏まえて少しは良くなるかと期待していますが・・・。

皆さんには、「介護保険」と「福祉サービス」の違いを後で呉弁護士か吉野事務局長からお話ししてもらえましょう。

岡山市長自ら「高等裁判所でも負けてしまい残念と思います。」と言った上で「浅田さんにこれ以上苦勞をさせないために最高裁に控訴しない」と、の11月17日定期市議議会最終日の冒頭に市長表明がありました。それを聞くと、私に対する謝罪もなかった上に私の負担を軽減するために控訴断念したように言われました。そう感じるならば、高等裁判所になぜ、控訴したのか、なぜ「介護保険を申請しないという理由だけで私の支援法介護249時間を不支給にしたのか」大森市長が重度障害者である私の生活実態を何も理解していないにもかかわらず、この処分をしたことは、市長と障害者福祉当局が障害者に支援法に従って支援をすること自体を拒否したように思えてなりません。

岡山市長の「介護等の不支給処分」が判決で裁量権の逸脱として違法な処分をしたという判決に従って、私を6年間も苦しめられたことについて謝罪をしてもらいたいと思います。3月5日の2月定期市議会で日本共産党市議会議員東議員の質問に対しては「申し訳なく思っております。」と答弁しましたが、私にはなんらの謝罪もいまだにありません。また、岡山県と3月20日に話し合いをした時にも、保健福祉局長が「岡山地裁、広島高裁判決が岡山市の不支給決定は違法な行為と判決したことを、厳粛に受け止めている」と回答しました。しかし、謝罪もありませんでした。

ちょうど、その日に倉林明子参議院議員が厚生労働委員会で高齢障害者の介護保険優先原則について質問された時に根本匠厚労相は、保険優先を繰り返し強調し、「申請しない障害者には理由を聞き取り、継続して理解が得られるよう働きかけることが必要」だなどと答弁。新たな通知については拒否しました。国までも裁判の結果を無視されているように思いました。これっていいのでしょうか？

私の裁判は終わりましたが、介護保険優先原則を撤廃し、重度障害者に対しては、福祉サービス一本化にして、暮らしやすくなるまでみなさんと共に頑張っていきたいと思っています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。（拍手）

【呉さん】

・では引き続き、弁護団の団長させてもらいました呉です。

・非常に長い戦いだったんですけれども、おかげで完全勝訴という素晴らしい成果をいただくことができました。本当に感謝しております。当然この浅田さんだけではできないことですし、弁護団だけでもできなかったことなんですね。

・浅田さんについてはすでにご存知のことが多いと思うんですが・・・もう71歳ですね。たまたまなんですけれども私の妻と（浅田さんが）同じ誕生日でして。（笑い）毎年浅田さんの誕生日を忘れることはできない。

・こういう障害程度区分を受けながら、65歳の前は249時間の重度訪問介護を受けていたと。一人世帯ということで無償なんですよね。で、249時間のうち26時間は移動介助だと。これ意外と重要なところなんですけれども。

〈判決で言われたこと〉

・これは（スライドを示しながら）浅田さんのお宅に取材に来てくれた方が書いてくれたものなんですけど。



・下の方にスロープがあって、ここを普段出入りに使っていて。この上のところに玄関があるんですけれども・・・ここはもう完全に使わないと。リビングダイニングがあって、ベッドがあって、右下の方にはパソコン室があって・・・これ変えたんですかね（浅田さんに向けた発言）・・・まあ、訴訟の当時はこんな間取りでした。トイレが右上にあるんですけれども・・・車椅子だとちょっと狭い・・・。台所があって、その奥はお風呂になっているんですが新しいものではないから非常に狭いし、寒かったりしています。

・どうしてこんな見取り図を見てもらうか、なんですけれども。結局、浅田さんがどういうふうに住居をしていたか。そこは今回の裁判で非常に重要なところだったんです。

・65歳の前には、249時間の重度訪問介護を受けながら生活をしていました。その生活の実態がどうだったのか。その生活実態があった。障害実態があった中で、全部不支給にするということがどういう意味を持つのか。それはやっぱりわかってもらわないと。数字だけで「249時間だ」、「26時間だ」というだけだとよく伝わらない。裁判官に誤解されても困る。「障害程度区分6ですよ」と言われただけでもそれだけでピンとくるかどうか？

・裁判では生活状況を（撮影した動画を）DVDに録画して、1日の流れを30分に凝縮して、それをDVDにして、証拠提出をして、法廷で見てもらっています。裁判官はこれを真剣に見てくださいました。本当は浅田さんに一日中付き添ってもらって、そういうことを裁判所はしてくれればよかったんですが、さすがにそういうことはなかなかちょっとできないので弁護団の方で工夫してDVDを作って、それを上映しました。

・判決後に全国からこういう変化がいろいろ出ていると報告を聞いて・・・判決の影響で見れば、（65歳を迎えた障害者が）従前の支給が継続されていると。これも浅田訴訟判決の効果を行政が受け止めているからだと思うんですけれども。浅田さんがこれだけ地裁で勝って、高裁で勝って、それで確定した。だから全国の自治体もそれを重視している。姿勢が変わったというところはあると思うんですけれども。

・元を正せば今回の裁判所の判決が言っていることというのは、別に普通のことしか言っていないわけです。結論的には、要は65歳になっても従前支給をするかどうかは柔軟に決めていけばいいんですよ。一律に不支給にはしてはいけません。障害の内容とか当事者の立場において、それは適切にやってくれればいいんですよ。（障害者）自立支援法というのはそういう規定なんですよ。それはある意味当然のことではないですか。

・それを今回、岡山市は頑なにね。「いや、違うんだ」と、「65歳の併給禁止規定の七条というのは、介護保険の申請をしない限りは、今までの支給を打ち切らないといけないんだ。そう書いてある。だから岡山市はそうするんだ。介護保険を申請しない浅田さんが悪いんだ。申請さ

えしてくれれば、介護保険の支給をするし、足りないもの支給しますよ。・・・これは一種の脅しですよ。

障害者自立支援法

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

・現に最終的に裁判所では裁量的な判断だから、これは岡山市の方では一律に不支給にしたのは間違いです、と言っているわけです。ただそれだけですよね。

<ことのはじまり>

・訴訟にならなければそれに越したことはないですよ。これだけ大変な思いをするわけだし。(訴訟が始まってから)もう6年も経っちゃったんですよ。そんな時間、どれだけ苦勞されたか。だからそういう意味では訴訟に至る経緯というのは、どうしてこういうことになったのか、どうしてこういう判決になったのかを考える上では、非常に無視できないな。

・遡って考えていくのと7年前にケースワーカーに「65歳になると、浅田さんね。来年65歳になるけど、65歳になると、今と同じような支給が受けられないよ。介護保険の申請をしないといけないんだよ。」と言われた。

・介護保険というのは自己負担が生じますので、もともと(障害者)支援法とも質や内容が異なる、目的も違う、だから浅田さんは(浅田達雄さんを支える会事務局長の)吉野さんと一緒になって、従前の支給を継続して欲しいということを再々交渉しているんですよ。

・だけど、岡山市というのは四角四面にとらえて、何度浅田さんがそういう申し入れをしても、頑なに「ノー」・・・。何度か話し合いをした結果、最終的には「ノー」を突きつけられて、あげく(浅田さんの誕生日である)2月16日の数日前に、不支給決定を手紙でポンと送ってきたんですよ。

・しばらく時間が空いたんですよ。秋、冬と交渉して、(浅田さんの)2月の誕生日までの間にしばらく時間が空いた。この間、岡山市は、「浅田さんに2月の誕生日が近づいているけれども、申請をしてくれないと、さすがに岡山市としては困るんだと。」そういう説得や訪問がなかったんですよ。

・そうすると浅田さんからすると、いろいろ交渉した結果、「ノー」と言われたけれども、空いたしばらくの時間を踏まえて、そんな手紙が急に届くとは思っていない・・・ところが、誕生日2日前に届いた手紙には「不支給です」って書いてある。残り時間は同2日しかないですよ。2日後から自分は「ゼロ支給」・・・それを見てどう思いますか。

・岡山市だって当然浅田さんの障害の状態をよく知っているわけですよ。その人に対して不支給決定を送って、その2日後からゼロにしちゃう。なんでそんなことができるのかということですよ。

・そういう意味でこの訴訟に至る経緯というのは、発端のところから重要だと思えますし、そんなやり方をした岡山市は、到底許せない。という意味で、弁護団としても火が点いたところ です。

〈訴訟のはじまり〉

・この秋、冬頃に浅田さんと吉野さんは、私と光成弁護士のところから相談に来ています。これはこのままで本当に不支給になるかもしれない。その場合どうしたらいいかと、という相談を弁護団に持ちかけてね。そのときは私も光成弁護士もまさか不支給決定はしないんじゃないかと、さすがにそんな馬鹿なことはね、しないんじゃないかと。

・さすがに（岡山市は）そこまで馬鹿なんじゃないかと思って、そういうアドバイスをしたんです。ただ本当に万が一、こういう不支給決定をしてしまったときには戦おう。戦うための体制を組めるかといって、その確認をしたかと思えます。

・まず浅田さんはその不支給決定に対して、岡山県に審査請求という手続きをとりました。これは行政の処分に対して内容に不服があれば、上部団体である岡山県に審査請求といって、その処分が違法だと、というような判断を求めることができるし、そうしなければならない……。それをしたわけです。

・そうすると、岡山市の方は岡山県の方は岡山市が独自に設けている上乗せの基準があったんですけど、その上乗せの基準はおかしいですよと、審査請求の内容の中で認めてくれました。

・岡山市は（障害者が）65歳になったときには

介護保険を申請すれば上乗せをしますと、ただそれは障害程度区分が6であって、要介護認定が5になった場合ですと。

・介護保険申請をして、要介護認定を受ける。要介護5になりました。もともと障害程度区分が6でした。そうすると初めて。介護保険に加えて、重度訪問介護の上乗せ支給をしますよと。という基準が岡山市は独自に設けていたんですよ。

・じゃあしょうがない裁判をしよう。岡山県も認めてくれていない、ということで裁判に賭けました。

〈裁判でのお互いの主張〉

・今回の岡山市の決定は、障害者自立支援法七条というのは、憲法に違反すると主張したんですけれどもね。それに対して、岡山市がどう言ったか。「自立支援法七条というのは別に憲法には違反しませんよ。」なんでか……。要するに介護保険で従前のサービスは同等の部分で賄えるんだから申請しない方が悪い。

・浅田さんからすると、（介護保険法と障害者自立支援法は）質的にも目的も違うし。介護保険を申請しなければならぬこと自体が到底納得いかないし。仮に申請をしたとしても、それは本来自分が望む重度訪問介護とはちょっと違う。だから申請をしない。

・だけど、岡山市の方では、介護保険（が支給されること）で結局（これまでと）一緒だと。申請すれば受けられるんだから申請しない方が悪い。

・あともう一つ。岡山市は障害者自立支援法の

七条というのは※羈束（きそく）処分だと言う
んですね・・・。

※羈束（きそく）処分

・岡山市は、「(岡山市には裁量がないので) 浅田さんが介護保険の申請をしない限り、介護保険給付はおろか、重訪による上乘せ支給をすることも許されない」と主張していた。支給すれば、岡山市が違法な処分をすることになるのでできないとの立場だった。

・介護保険の申請をしなかったとしても、自治体にすれば、従前の重度訪問介護で裁量でね。支給してしまえばいいと。それを私は言ったんです。

・「裁量してもそれは構わない」んだと。最終的に高等裁判所でもそういう判決になっているんです。裁量的に支給してもいいものをしなかった。それによって、浅田さんを死の淵に追い立たせた。

・だけど、高等裁判所判決が言っているのは、介護保険の申請がなくても上乘せ分だけ支給をしても構わない。それは全然構わないんだと。今やっと（岡山市の）考え方が変わったのかなあと。まだ疑心暗鬼ですけどね。少なくともこの裁判のときには、徹底してこの主張です。

・もう一つ。岡山市はこういう言い方をしました。介護保険の申請がない限りは、介護保険の支給量がわからない。そうすると、上乘せ分だってわからない。だから、分からないことはしようがない。・・・本当かって思うんです。

・浅田さんのことをよく知っているんですよ。障害の程度も、どういう生活状況かも含めて知っ

ている。そうすると介護保険でこのぐらいの支給になったら・・・これぐらいの重度訪問介護を支給してあげないと。浅田さんっていうのはやっていけないんだと、ということはね。見立てはできるのではないか。浅田さんが最低限死なずに生活できる程度の支援をしたら、どのくらいなのか。そういう割り引いた計算とか、推計とか容易にできるはずなんです。けども、岡山市は、「わからない。」「介護保険の申請がないと支給量がわからない。」「差し引きすべき時間もわからない。」そういうことを言い続けた。

〈浅田さんに襲いかかる出来事〉

・結局浅田さんは2回・・・死にかけている。今、現に死なずに済んでよかったんですけどね。冗談抜きで、浅田さんはそういう目に遭っているわけなんですよね。

・一つ目は全部不支給決定を受けたときに、こんな封書受け取ってね。どんな気持ちで受け取ったか。目の前が真っ暗になったんじゃないか。

・二度目は要介護4と判定されたとき、これはどういうことかということ、浅田さんは65歳になった2月の時点では介護保険を申請をしていないわけなんです。申請せずに、ゼロ支給になった。ゼロ支給になったらどうするかということで、生きていけないからということで、あらゆる支援の力を借りて、これはボランティア含めた支援で何とかやりくりをしたんですけどね。けどそれもずっとは続けられない。ていうわけで、苦渋の決断をするわけですよ・・・介護保険申請をしたんです・・・。

・介護保険の申請をして、生きていくためにやむを得ない。みんなに迷惑をかけるわけにはいかない。介護保険申請をして、一度、要介護5

の判定を受けて介護保険の支給と重度訪問介護の上乗せ支給を受けてやっていた。そうすると、その翌年に更新の手続きになったら要介護4になっちゃった。

・要介護4が出ちゃうと要介護5と障害程度区分6を（上乗せ基準が）満たさない。こういうときに具体的に問題が明らかになるんですよ。こんな絞り込みをしているから。浅田さんは苦渋の決断で介護保険を申請したのに、要介護4の判定を受けちゃったばかりに介護保険部分しか受けられない。意味のわからない状態になるんですよ。

・これはどのようにクリアをしたかということなんですけれども。・・・

（会場から「変更申請。」の声）

・そう、変更申請にかけて要介護5を何とか取ろうと。原告団会議で要介護5取るためにはどうしたらいいのかってよくわからない会議をして・・・。介護保険の要介護認定の仕組みも勉強しました。どうやったら浅田さんが要介護5になるのか。そのための変更申請をする準備をしたわけです。変更申請をかけて要介護5になったので、また上乗せを受けられるようになったのです。

〈浅田さんの訴訟にかける思い〉

・自分は（浅田さんから）岡山市の不支給決定を受けて、「死ね」と言われたと、何十回もそれを聞きました。本当にそういう気持ちになったんだなど。

・岡山市から不支給にしますよ、介護保険を申請してくださいよと言われた。65歳前年の秋に

ね。不支給決定になるのは怖いと、介護保険申請をすればね。最低限介護保険と重度訪問介護の上乗せは受けられるのであれば、納得のいかない面はあるけれども、（介護保険に）申請しようかって言ったらそれで終わっていた話なんですけれども。浅田さんはそこで勇気を出して、戦うんですよ。

・どうしてか。もう二度とこんな自分と同じような思いをする障害者を出したくない。要は障害者の方が65歳になれば、皆さんになっていくわけなんですけれども、自分と同じような不安を抱えて不支給になるかもしれないという思いを抱えながら、本当は介護保険を利用したくないのにな。ちょっと違うんだけどな。でもそういう気持ちで納得いかない気持ちで介護保険を申請する。そういうのはちょっとおかしいんじゃないかということで、この訴訟を起こすわけです。

・なんで介護保険のことを浅田さんはこんなふうに言うのかっていうと、遡って考えると障害者自立支援法の違憲訴訟があつてね。そこで※基本合意を交わしているんですけれどもね。介護保険の優先原則については見直しをすること。原告団から国に要求事項として突きつけられているわけなんです。それが2010年の基本合意なので、まったくそれが活かされていない。せつかくそのときの全国71人の原告団。戦って勝ち取った。基本合意をないがしろにしているわけです。そういうわけにはいかないんじゃないか。自分たちはそれを受け取って、今までやってきたのに。それを生かし切れないのはどういうことなんだと。

※障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と
国（厚生労働省）との基本合意文書

平成 22 年 1 月 7 日

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら 71 名は、
国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びか
けに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、
本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚
生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福
祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一
員として安心して暮らすことのできるものとす
るために最善を尽くすことを約束したため、次
のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至っ
たものである。

一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定
国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率
負担）制度を廃止し、遅くとも平成 25 年 8 月
までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合
的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障
害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の
基本的人権の行使を支援するものであることを
基本とする。

～中略～

三 新法制定に当たっての論点

① ～③ 省略

④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第 7 条）
を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導
入をはかること。

～後略～

・障害者はみんな 65 歳になるに迎えて、みんな
自分と同じような悩みを抱える。もうそれはお

かしい。自分で最後にしてほしいのだ。という
ことで、自分は死にかけながらも、訴訟で最後
まで戦うわけなんですけどね。

〈全面勝訴〉

・その結果、去年（2018 年）の 3 月に全面勝訴
判決を受けることができました。このときのこ
とを思い出すと本当にゾクゾクする気持ちが今
もするんですよ。ここまで認めてくれたって
いうのは本当に嬉しかった。裁判の中では、い
くつか請求している項目があって、①から③ま
でがそうなんですけれども。

- ①岡山市の不支給決定を取り消すこと
- ②従前通りの支給を義務付けること
- ③国家賠償請求

・不支給決定は取り消せと、違法だから取り消
せと。②はそれを踏まえてね。65 歳以前の支給
を義務付ける。裁判所から義務付けをしてくれ
と、このように不支給決定をしたのは違法なの
だから慰謝料国家賠償を支払えと 3 点セットを
請求したんです。そしたら、裁判所は全部認め
てくれました。その判決主文を言い渡されたと
きに、本当にゾクゾクしました。会場にいた方
も同じ思いだったと思うし。法廷がうわっとなっ
たんですよ。うわっとなってなんとも言えな
い空気に包まれて・・・浅田さん（浅田さんに
呼びかけながら）。びっくりしていたでしょう？

・そのときの裁判長は非常に浅田さんの思いと
か被害を・・・さっきの DVD のこととか、法廷
でその都度ぶつける弁論・・・常に耳を傾けて
くれて。長い裁判だったんで。何回も裁判長は
変わっているんですけども。判決を言い渡し
てくださった裁判長は、そういうふうに事案を
受け止めてくれた・・・その結果なんですよね。



・こういう旗出しをして（スライドの写真を示しながら）本当は「全面勝訴」という旗を準備しておくべきであったんですけども。実は弁護団原告団では、そういうのを用意していなかったんです。何でかと言ったら、これだけの訴訟で全面勝訴を認めてくれるのかって。今となつては恥ずかしい話なんですけれども。そのぐらい厳しい見立てをしていたんです。全部負けるということはないけれども、全部認めてくれることもないんじゃないか。そうしたら、全部認めてくれちゃって！

・基本合意があって、その後政策が変わっていった経緯があるじゃないですか。各自治体は、それを踏まえて、だいたい多くは裁量的にしていると。そうすると、岡山市だけおかしいんじゃないのという結論に導き出されました。その後なんですけれども、高裁の方に岡山市が不服申し立てをいたしまして、高裁では、控訴棄却になっています。

・これは高裁の後の浅田さんの言葉ですよ。今日言われたメッセージでまた少し違うんですけども、代読をさせていただきますけれども。

・（浅田さんのコメント）「裁判長から判決を聞いて、65歳以上になってもこれまでと変わらずに僕の間人として生きる権利と65歳に関係なく、平等な介護が保障され、僕の尊厳が回復してとてもうれしいです。この喜びは、人間らしく生

きたいと思う願いを弁護団の先生、支援する会のみなさん、全国で支援して下さった方々の支えもらったお蔭です。

今の素直な気持ちを伝えます。

「かった〜！」嬉しいです。」

〈今後の課題〉

・ここまでで高裁判決のながれです。慰謝料の支払いもきちんと受けて、裁判としては終わりました。だけど課題があるんですよ。どうしてもまだ終われないところがあって。

・例えば一つは、浅田さんは本来なら介護保険じゃなくて従前の支給に戻りたい。この問題。これは来週、岡山市と協議をする場がありまして。そこでも議題にあげたいなということをやらないだ・つい一昨日の会でも決めました。要は浅田さんとしては、従前の支給で本来の自分らしい人間らしい生活に戻りたいわけです。だけど今のところ介護保険との併給状態が続いている。どうしてかということ、先ほど言ったように不支給になって、しばらく経ってから介護保険を申請しているわけです。やむにやまれず。その後5年間6年間併給状態が続いて・じゃあ裁判で勝ったから。この介護保険を取り下げたらどうなるか。岡山市は意地悪をしてね。不支給にしたんだから、そこは支給しませんとか、言うんじゃないとか。いう可能性があるんですよ。

・どうしてかということ、高等裁判所で言った判決、というのは、全部不支給にするのは違法ですよ、と言った。その後、介護保険を申請してやっけていっている浅田さんについては、介護保険を取り下げたら、それは浅田さんの自由意志じゃないかとかね。そんなことを言われませんか。という心配をしています。

・例えば、元々このように違法なことをした。これ、国家賠償で慰謝料を払ってもらっているんですけども。それから市長なんかはね。浅田さんのことを思うとなんて言っているんですけども。別に直接浅田さんに話があったわけではないんですよ。何か岡山市長の言い方だと、浅田さんがこれ以上苦しむのは可哀想だから。それは面目ないから。上告・最高裁にはあげない。何かいい人みたいですよ。何かおかしい話なんですけれども。だったら、直接浅田さんに謝罪をしろよと。その辺りなくともまとめていこうと思っています。

・あとは、これはとても嬉しい話なんですけれども。浅田訴訟の判決が確定して、全国で続々と支援継続の報告が上がっているというのがあります。要は65歳を迎えるに当たって、自分は自立支援法でいきたい。介護保険法は使いたくないということを窓口相談したら、判決もあるし。ということもあったりして（従前のサービスを）継続をしている自治体があることを当事者から報告を受けます。

・こんなにこれだけインパクトがあったんだなと思って。私自身はね、目の前の浅田さんが少しでも思いながら弁護したけれども、見えないところで・・・と言ったら変なのかな。浅田さんのことを全国で注目してくださって。自分のことのように受け止めている方々がいて、それが現に結果となってそういう人たちに良い意味で影響を及ぼしているのは、非常によかったなという気持ちです。

・やっぱり間違ってることは間違ってると言わなきゃいけないし。それを支えてくれて本当に嬉しく思います。まだ終わりじゃないんですけども。根本的には法律改正を含めてしていける

のがいいんでしょうから。そういうことを含めてやっていきたいと思います。

引き続きよろしく申し上げます。今日はありがとうございました。

(拍手)

【吉野さん】

・失礼いたします。浅田訴訟を支援する会、事務局をしています吉野といいます。呉先生の方から裁判の状況説明があったと思います。私の方は応援団として苦勞したことや応援団を取り組んだ感想なりを二、三感想述べて、報告に代えさせていただければと思います。

・まず浅田さんの不支給処分が出てですね。（通知を）受け取ったのは2月13日なんです。不支給処分されるのは2月15日から。全部介護が止まっちゃう。どうすればいいんだよ。これを最初に一番僕らは困ったんですね。

・慌てて、とりあえず、我々の障岡連（障害者の生活と権利を守る岡山連絡協議会）でヘルパーさんを確保した。これまでに149時間受けているわけですから、そのうちの生活介護の部分だけは最低でも確保しないとイケない。それはお金が要ることですよ。彼に関わってくれていたヘルパーさんたちにも彼自身が相談をしたり、あとは事業者にもお願いをして、アルバイトで何とか来てくれないか。お金も我々支援する会が払うから。ということでヘルパーの確保が最初の課題だったんです。

・何とか確保はできたんですけども、あとお金はどうするんだ。障害者自立支援法で1時間いくらかといったお金をざっと計算すると月30万ぐらいかかる。ヘルパーさんをお願いするのにな・・・。できるだけ値切って、「ヘルパーさ

んお願いします・・・これだけでしてください。」
2月の半分と、3月いっぱい・・・、4月の途中から143時間は支給されることになりました。それでも（従前に比べて）それでもまだ100時間ならない。

・その足りない部分をヘルパーさんをお願いしないといけない。そのカンパを集めるのに走り回っていました。ヘルパーさんにも来ていただいて・・・、不十分でしたけれども・・・。ただ、春休みの間はね大学生が昼間に介助に来てくださった。そういう支援を受けながら、7月3日に県の審査請求に対する採決をされたわけです。

・これらに取り組みながら感じたことを2、3点に言いますと・・・、岡山市は本当にひどい市だ。こんな福祉行政があってもいいものか。つまり、障害者自立支援法の第一条にはですね。日常生活と社会参加に関する支援を行い、よって障害者の基本的な人権を保障するとという具合に一条に書いてあるんです。

・それを見事にね無視して、浅田さんの命までも奪うような処分を出すと。知らん顔している。これほど岡山市の行政がひどいとは私たちも思わなかった。これが一つですね。

・あと二つはですね、21回の口頭弁論に取り組むのですが、このときに全国から来られる人たち・・・西は福岡から、東は東京から来てくれたんですね。その都度ですね。いろんなことを見せつけられるわけです。

・例えば、電動車いすで駆けつけてくれる障害者・・・その伝導電動車いすの素晴らしいこと！浅田さんも乗っていますが、これはちゃちい。

普通の車いすにモーターを付けているだけですから。

・ところが電動車椅子でくれる方に値段を聞いたら、「これは200万ぐらいかかります。」
「あなたはいくら払ったんですか？」と聞いたら、私は2万円しか払っていません。一番すごいのがね。子どもを後ろに積んで保育園に通えるようにしている。しかも時速12キロ。これを持っている障害者いるんですよ。

・そういうぐらいの差がある。

・岡山市は、浅田さんに命を奪うようなことが言えるような市です。いかにして障害者にお金を使わせないようにするか、これが岡山市の福祉行政の根本的な方針である。

例えば香川県高松市の障害者が何回も口頭弁論に参加してくれたんですが、必ずヘルパーが2人ついてきている。岡山市ではね、ヘルパーを二人つけてくださいと言ってもつけられないことはない。浅田さんはつけられる。でも、移動介護26時間を2人付けるということは13時間分しかないということになるんですね。

・一番すごかったのが、東京から来た障害者はヘルパーが3人ついてきました。つまりそういうことができるようになってきている。自治体裁量でやるからなんです。

・最後に思ったことを言わせていただきたいと思うんですが。障害者にとって・・・、例えば私や浅田さんのような身体障害者にとって、結構これは大変なことなんですけれども。

自分の障害について折り合いをつけていくんですね。「ここまでしかできないから仕方がない」とか、「これはできそうだな。」「これは人に頼らないといけないな。」、それぞれの人が自分の

障害に折り合いを見つけていくんです。

・ただ、制度や偏見によって作られる障害はね折り合えないですね。一番の問題は何かというと、浅田さんが苦労したように、制度によって、差別される。この障害だけは本当になかなか大変です。

・それは今回のように、裁判にかけてでもですね、一回下した制度の中身はなかなか変えません。市町村長さんが変わって、方針を変えない限りは、変わらないですね。そういう実態がある。

・そういう点で、障害者にとって最悪の障害というのは、法律や条例などの制度によって作られる。社会的障壁とも言うんですが、これは障害者基本法の中の「障害とは」の中にあるんです。社会的な壁を障害ですよ、という説明がちゃんとされているわけなんです。この社会的障壁が一番の障害だと、ということを変更してこの裁判で感じたというふうに思っています。

(拍手)

今回の訴訟は、法の解釈を巡った内容だったかもしれませんが、本質的には「自分らしく生きる」ことへの戦いだったと言わざるを得ません。今回の訴訟から学べたことは、福祉行政が「法（解釈）」から「人」に向かう姿勢に変わらない限り同じことが繰り返されるといった教訓でしょう。私たち市民がひとりひとり行政への眼差しを閉ざさないようにすることが、社会の成熟に必要なことだと改めて感じさせられました。

以下に当日の感想をお載せします。

感想

岡山市の行政のお粗末なことがよく分かった。人命軽視もいいとこだ。自分で障害を望んでいる訳ではない。健常者だけの世界では人を敬うことはできないと思う。だから人間の進化の過程で、障害者の方は必要として残っていると思う。そんなことを思いながら聞きました。大変有意義な講演でした。

浅田裁判の結果を力に頑張りたいと思いました。岡山市の議員としてもたくさんの宿題をいただきました。

行政はどこを向いて仕事をしているのかと思う。浅田さんが裁判を続けられたことに報われて本当によかったです。心が動かされました。

浅田さんの訴訟のことを初めて詳しくお聞きすることが出来、勝訴に至って本当によかったと思いました。自立支援法の改正や介護保険法の問題点が指摘されたことも、今後の課題として考えていきたいと思います。

日々、生身の人間の生活を考えるという基本に行政も、市民も、立って考えていきたい。

介護保険と障害者支援法の違いを、と岡山市の行政の在り方を、知り、これからもっと勉強しなければと思いました。社会の偏見、壁、制度の差別を少しでもなくしていく、この活動がもっと広まっていくことを願います。

(要約・文章：藤井 宏明)

リレーコラム

第6回

今回のリレーコラムは、一般社団法人子どもの家運営委員会の小阪田徹さんです。小阪田さんは、子どもの貧困問題に対して長年取り組まれています。「子どもの貧困」というテーマは、近年指摘され続けています。2009年にはじめて国が子どもの貧困率を明らかにして以降、2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立、子ども食堂の取り組みの広がりなど、子どもの貧困への関心は年々高まっています。今回はこのような活動をされ続けてきた小阪田さんにコラムを執筆いただきました。

子どもの家の活動について

一般社団法人子どもの家運営委員会 小阪田 徹

私たちが運営している『子どもの家』は、そもそもは2014年3月に開催された子どもの貧困に関するフォーラムに参加したことから始まりました。そのフォーラムで厚生労働省が発表した「2012年時点、子どもの相対的貧困率(※)16.3%」は衝撃的に受け止められました。しかし、子どもの相対的貧困率は30年前の1985年には既に調査されていて10.9%に達していましたが、厚生労働省が2011年になって初めて公にしたものです。私たちはその間総中流という幻想にとられていたように思います。また、シングルマザーが大半を占めるひとり親世帯の貧困率は50数%台が1985年から現在まで依然として継続していることや、居場所がない子ども、夕食がない子ども、孤食の子どもたちがいることも紹介されました。所得格差が健康格差につながり、自己肯定感の喪失による希望格差につながり、さらには命の格差につながるのではと感じました。

※相対的貧困率とは、国内の文化・生活水準と比較して困窮した状態の指標。

厚労省資料では「一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、貧困線とは、等価可処分所得（後述）の中央値の半分の額をいう。

・等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。」

子どもの貧困は本当に目には見えにくいし理解し難いものだ、というのが率直な感想です。日本のコミュニティはこの20数年で激変しました。セーフティネットに乏しい弱者の子どもたちはストレートにその影響を受けます。6人に1人が相対的貧困線以下の世帯で育っている現実に対し、明日の社会を支えていく子供たちを取り巻

く環境を変えることが私達にはできません。しかし、明るい真昼の空に星を見出す眼を持つことや、押し黙った彼らの生きづらさから発せられる声なき声を聞きとる耳を持つこと、彼らの命に寄り添うことはできないか…そのような思いから、居場所作り・食育の推進・学習支援を通してコミュニケーションを形成し、癒しの場としてのプラットフォームの必要性を改めて認識しました。

2014年の8月に『夏休み子どもの友教室』を教育委員会、中学校の校長先生、公民館の協力も得て有志と共に計画しました。公民館の調理室で、小・中学生を対象に夏休みの宿題やゲームなどをして昼食にカレーを提供しました。この教室には延べ4日間ですが子どもたち74人とスタッフ24人が参加しました。

2015年3月に居場所を確保することで、小学生から満18歳未満の子どもを対象にした『子どもの家』の活動を開始しました。放課後立ち寄る子どもたちを「おかえり」と迎え、その日の出来事に耳を傾け、夕食の提供と宿題を主にした学習支援、

ゲームや卓球などをして過ごしています。週3日間の開所ですが2019年6月末現在、799日開所し、延べ利用者は4,027名、ボランティアスタッフは延べ4,046名です。

この間様々な事がありましたが、物事は思い通りにはいきません。前進したと思う日もあれば、そうではないと思う日もあります。長期的視野に立ち前進面が見いだせればこれほど嬉しいことはありません。

地域との交流を深めるため、『子どもの家』の活動を知って頂くために『縁側市&報告会』を毎年11月に開催しています。スタッフと子どもたちも準備段階から参加しています。非日常の社会的体験を通して、子供たちの自己肯定感が高まる切っ掛けになればと思います。

家庭の経済的・社会的繋がり乏しさにより、十分な学習機会を得られず世代を超え連鎖する貧困を断ち切り、どの子どもたちも等しく寛容で明るい未来を享受できることが今求められているのではないのでしょうか。

福祉オンブズ活動の相談員として活躍しませんか？

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま

第8回 福祉オンブズ相談員養成講座

乙案内

後援 岡山県社会福祉協議会 * 平成31年度 岡山市人権啓発活動補助金事業

今年も特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」主催の「福祉オンブズ相談員養成講座」を行います。任意団体時から数えて8回目となります。これは、社会福祉・介護福祉サービスを利用している人たち、またそのような職場で働いている人たちが持つ人権問題への相談に応えることのできる市民を一人でも多く養成しようという講座になります。

今回の本講座もベーシック(講義)コースと、アドバンス(相談演習)コースの二つで組まれています。受講希望の際には、両コースを受講するか、一方のみ受講したいかをお選びください。(初めての方は、ベーシックコースから受講することをお勧めします)

日時：2019年

11月17日(日)

11月24日(日)

10時～16時(予定)

会場：きらめきプラザ内

ゆうあいセンター 研修室

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

定員：20人

申込締切：2019年11月8日(金) 必着

日時(講座内容)

* 2019年11月17日(日)

10時(9時30分から受付開始)～16時(予定)

■ベーシック(講義)コース

◎開講式

◇「福祉サービス利用者の権利擁護」

講師：伴 徹さん(手話指導士)

岡山盲聾唖学校寄宿舎の火事に巻き込まれた体験から聴覚障害の立場をお話いただきます。

◇「福祉オンブズとは」

講師：藤井 宏明さん

(福山平成大学 福祉健康学部 福祉学科 准教授)

福祉オンブズの用語の整理、福祉オンブズの必要性をお話しします。

◇「福祉サービス利用者家族の権利擁護」

講師：景山富久子さん

(公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部 副代表)

認知症の人とともに生きる家族の体験と家族が生きやすくなるためのお話をいただきます。

◇「福祉サービス労働者の権利擁護」

講師：森本 忠春さん

(岡山県医療労働組合連合会 書記長)

福祉サービスで働く人たちのおかれた現状から、働きやすさを考えます。

* 2019年11月24日(日)

10時(9時30分から受付開始)～16時(予定)

■アドバンス(相談演習)コース

◇「相談援助の理論」

「相談援助の技術」

講師：堀川 涼子さん

(美作大学生活科学部社会福祉学科 教授)

福祉オンブズ相談員としての相談技術を講義と演習で教えます。

◇「事例検討①」・「事例検討②」

当法人理事

当法人の理事が、事例の読み解き方を一緒に考えます。

◎閉講式(修了証授与式)

※各プログラムは予定になります。予定変更が生じた際には、随時ホームページ等で告知いたします。

※申し込み方法はチラシをご覧ください